

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、令和7年10月31日大阪みなみ医療福祉生協労働組合執行委員長波多野泰輝から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和7年11月5日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 事件
- 年末一時金等の要求に関する件
- 2 日時
- 令和7年11月11日から本問題の解決に至るまでの期間
- 3 場所
- 次に掲げる施設において、大阪みなみ医療福祉生協労働組合の組合員が従事する全職場
- | 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-----------------|
| 堺北診療所 | 堺市堺区宿屋町東二丁1番5号 |
| 通所リハビリ | 同 同 同 同 同 同 |
| ケアプランセンター堺北 | 同 同 同 同 同 同 |
| 狭山みんなの診療所 | 大阪狭山市西山台三丁目4番2号 |
| 阪南医療生協診療所 | 岸和田市荒木町二丁目2番18号 |
- 4 概要
- 救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。